

広域連合長の保有する個人情報の保護に関する規則

平成 19 年 7 月 18 日

規則第 19 号

最終改正 平成 28 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成 19 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 51 条の規定に基づき、広域連合長の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第 3 条 条例第 21 条各項に規定する書面は、次の表左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第 21 条第 1 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報開示決定通知書 (様式第 2 号)
2 条例第 21 条第 1 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合	保有個人情報一部開示決定通知書（様式第 3 号）
3 条例第 21 条第 2 項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（条例第 20 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	保有個人情報不開示決定通知書（様式第 4 号）

(開示決定等期間延長通知書)

第 4 条 条例第 22 条第 2 項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第 5 号）とする。

(開示決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第23条の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

（事案移送の通知書）

第6条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示請求（訂正請求）事案移送通知書（様式第7号）とする。

（第三者保護に関する手続）

第7条 条例第25条第1項及び第2項の規定により広域連合長が定める事項は、当該保有個人情報が記録されている公文書の作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 広域連合長は、条例第25条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、保有個人情報開示決定等に関する意見照会書（様式第8号）により通知するものとする。

3 条例第25条第3項（条例第48条において準用する場合を含む。）の書面は、保有個人情報開示決定第三者通知書（様式第9号）とする。

（開示の実施等）

第8条 開示決定を受けた者で保有個人情報の閲覧又は視聴をするもの（以下「閲覧者等」という。）は、当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷してはならない。

2 広域連合長は、閲覧者等が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 保有個人情報の開示を行う場合において、保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書1件名につき、1部とする。

（費用）

第9条 条例第29条に規定する写しの交付に必要な費用は、別表のとおりとする。

2 条例第29条に規定する写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 前2項に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前までに納付しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(訂正請求書)

第10条 条例第31条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第10号)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第11条 条例第33条各項に規定する書面は、次の表左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第33条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定	保有個人情報訂正決定通知書 (様式第11号)
2 条例第33条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定	保有個人情報不訂正決定通知書(様式第12号)

(訂正決定等期間延長通知書)

第12条 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)とする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第13条 条例第35条の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第14号)とする。

(移送を受けた実施機関による訂正決定等通知書)

第14条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報開示請求(訂正請求)事案移送通知書(様式第7号)とする。

2 条例第36条第3項の規定による通知は、訂正請求者に対しては第11条に規定する書面により行い、移送をした実施機関に対しては被移送実施機関保有個人情報訂正決定等通知書(様式第15号)により行うものとする。

(訂正内容通知書)

第15条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書(様式第16号)とする。

(利用停止請求書)

第16条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第17号）によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第17条 条例第41条各項に規定する書面は、次の表左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第41条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定	保有個人情報利用停止決定通知書（様式第18号）
2 条例第41条第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定	保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第19号）

(利用停止決定等期間延長通知書)

第18条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第20号）とする。

(利用停止決定等期間特例延長通知書)

第19条 条例第43条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第21号）とする。

(諮問書)

第20条 条例第47条第1項の諮問は、諮問書（様式第22号）によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第21条 条例第47条第2項の規定による通知は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第23号）により行うものとする。

(その他)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月9日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月２４日規則第５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	写しの種別	金 額
文書及び図画	複写機により複写したもの（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	単色刷り 1枚につき10円 （※ただし、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の写しは無料とする。）
電磁的記録	録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ等に複写したもの	実費相当額
	ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ等に複写したもの	実費相当額
	用紙に出力したもの（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	単色刷り 1枚につき10円 （※ただし、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の写しは無料とする。）
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき50円
	フロッピーディスク以外のその他の電磁的記録媒体に複写したもの	実費相当額

備考

- 1 複写機により複写し、又は用紙に出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は出力したときは、片面を1枚として算定する。
- 2 この表に掲げるもの以外の写しについては、実費を算定して定める額とする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表）

年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

開示請求者

住所（居所）

氏名

電話番号

保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 5 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の実施の方法の区分 （希望する方法の番号を○で囲んでください。）		(1) 閲覧・視聴 (2) 写しの交付（ ☐ 郵送希望）	
3 本人の状況等 法定代理人 が請求する場 合に記入して ください。	本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人	
	本人	氏名	
		住所 （居所）	
		電話番号	

(裏)

注

- 1 法人である法定代理人にあつては、事務所又は事業所の所在地を開示請求者住所の箇所に、その名称及び代表者の氏名を開示請求者氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人である法定代理人にあつては、開示請求者電話番号の箇所に続けて担当課及び担当者名を付記してください。
- 3 「開示請求に係る保有個人情報の内容」の欄は、保有個人情報を特定できるよう、公文書の件名又は知りたい事項の概要を具体的に記入してください。
- 4 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 5 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 6 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注5に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 7 郵送により請求をする場合や写し等の送付を希望する場合は、請求者資格や住所を確認するため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第6条第1項又は第2項に規定する書類又はその写しを併せて提出してください。

※職員記入欄

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 電話番号 内線
請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）
請求者の住所の確認	☐ 住民票 ☐ その他（ ）
法定代理人の資格確認	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
備考	

（表）

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報内容及び記録されている公文書の件名			
2 開示する保有個人情報を実施機関が利用する目的			
3 保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 (午前 ・ 午後) 時 分	
	場所		
4 開示の実施の方法			
5 事務担当課	課	電話番号	内線
6 備考			

(裏)

注

- 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 開示請求をした法定代理人がその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨の届出をしてください。
- 5 郵送により写し等の交付を受ける場合は、注1から注3までの手続は不要です。
- 6 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

（表）

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名			
2 開示する保有個人情報を実施機関が利用する目的			
3 保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 (午前 ・ 午後) 時 分	
	場所		
4 開示の実施の方法			
5 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 7 条第 号に該当		
6 事務担当課	課	電話番号	内線
7 備考			

(裏)

注

- 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 開示請求をした法定代理人がその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨の届出をしてください。
- 5 郵送により写し等の交付を受ける場合は、注1から注3までの手続は不要です。
- 6 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。
- 7 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報内容及び記録されている公文書の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 7 条第 号に該当
3 事務担当課	課 電話番号 内線
4 備考	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報内容及び記録されている公文書の件名	
2 条例第 22 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 事務担当課	課 電話番号 内線
6 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 3 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名	
2 条例第 2 2 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記 3 の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
6 条例第 2 3 条を適用する理由	
7 事務担当課	課 電話番号 内線
8 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示請求（訂正請求）事案移送通知書

年 月 日付けの開示請求（訂正請求）について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 4 条第 1 項（第 3 6 条第 1 項）の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 開示請求（訂正請求）に係る保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名	
2 事務担当課	課 電話番号 内線
3 移送を受けた実施機関及び事務担当課	課 電話番号 内線
4 移送をした日	年 月 日
5 移送をした理由	
6 備考	

- 注
- 1 本件開示請求（訂正請求）については、移送を受けた実施機関において開示決定等（訂正決定等）をすることとなります。
 - 2 不明な点は、移送を受けた実施機関にお問い合わせください。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示決定等に関する意見照会書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 15 条の規定により、次のとおり、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。
本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について意見があれば、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名	
2 上記公文書の作成（取得）年月日	年 月 日
3 条例第 25 条第 2 項に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	
4 に関する情報の内容	
5 事務担当課及び意見書提出先	課 電話番号 内線
6 備考	

注 上記回答期限までに「保有個人情報開示決定等に係る意見書」の提出がない場合は、
「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

別紙

年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

住所（居所）

氏名

電話番号

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日付け第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名		
2 開示決定等に対する反対意思の有無	有	無
3 意見（開示決定等に反対する理由）		

注

- 1 法人である法定代理人にあつては、事務所又は事業所の所在地を住所の箇所に、その名称及び代表者の氏名を氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人である法定代理人にあつては、電話番号の箇所に続けて担当課及び担当者名を付記してください。

（表）

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報開示決定第三者通知書

年 月 日付けの に関する情報が含まれている保有個人情報
の開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 1 条第
1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部（一部）を開示することを決定したの
で通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名	
2 開示することとしたに関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 事務担当課	課 電話番号 内線
6 備考	

(裏)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

訂正請求者

住所（居所）

氏名

電話番号

保 有 個 人 情 報 訂 正 請 求 書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 0 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容		開示決定に係る 通知書の日付及 び番号		年 月 日 第 号
		開示を受けた日		年 月 日
2 訂正請求の趣 旨及び理由	訂正請求の箇所、内容等			
	訂正請求の理由			
3 本人の状況等 法定代理人が請 求する場合に記入 してください。	本人の状況		☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人	
	本 人	氏名		
		住所（居所）		
		電話番号		

(裏)

注

- 1 法人である法定代理人にあつては、事務所又は事業所の所在地を訂正請求者住所の箇所に、その名称及び代表者の氏名を訂正請求者氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人である法定代理人にあつては、訂正請求者電話番号の箇所に続けて担当課及び担当者名を付記してください。
- 3 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付けてください。
- 4 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注4に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により請求をする場合は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第6条第3項において準用する同条第1項に規定する書類の写しを併せて提出してください。
- 7 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を併せて提示し、又は提出してください。

※職員記入欄

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 電話番号 内線
請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）
法定代理人の資格 確認	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
開示を受けたこと の確認	☐ 保有個人情報開示決定通知書 ☐ 保有個人情報一部開示決定通知書 ☐ その他（ ）
備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けの訂正請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 3 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をすることを決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求の内容	
3 訂正の内容	
4 訂正をした年月日	年 月 日
5 訂正の理由	
6 事務担当課	課 電話番号 内線
7 備考	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けの訂正請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 3 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正をしないことを決定したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正請求の内容	
3 訂正をしない理由	
4 事務担当課	課 電話番号 内線
5 備考	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けの訂正請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 条例第 3 4 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 事務担当課	課 電話番号 内線
6 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの訂正請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の内容	
2 訂正決定等に特に長時間を要する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日まで
4 事務担当課	課 電話番号 内線
5 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

被移送実施機関保有個人情報訂正決定等通知書

年 月 日付で から事案の移送を受けた保有個人情報の訂正
請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 6 条第 3 項の規定
により、次のとおり訂正決定等を行いましたので通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報 の内容	
2 訂正請求の内容	
3 訂正請求に対する対応	☐ 訂正 ☐ 不訂正
4 訂正をする場合の訂正内容	
5 訂正をした年月日	年 月 日
6 訂正をした理由又は訂正を しない理由	
7 事務担当課	課 電話番号 内線
8 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報訂正内容通知書

現在、当方の保有個人情報を に提供しているところですが、今般、次のとおりその内容を訂正したので、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 7 条により通知します。

については、 が保有している当該保有個人情報も訂正してください。
なお、当方から提供している保有個人情報について、今後とも、同条例に基づき適切な管理をしてくださるようお願いします。

1 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容	
3 訂正をした年月日	年 月 日
4 訂正の理由	
5 事務担当課	課 電話番号 内線
6 備考	

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

利用停止請求者

住所（居所）

氏名

電話番号

保 有 個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 38 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
		開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
		開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止 請求の趣旨 及び理由	求める措置	☐ 利用の停止 ☐ 消去	☐ 提供の停止
	利用停止請求の理由	☐ 保有個人情報を適法に取得していない。 ☐ 利用目的を超えた個人情報を保有している。 ☐ 利用目的以外の目的で利用しており、例外事項に該当しない。	☐ 利用目的以外の目的のために提供しており、例外事項に該当しない。

(裏)

3 本人の状況等 法定代理人が請求する場合に記入してください。	本人の状況		☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
	本人	氏名	
		住所（居所）	
		電話番号	

注

- 1 法人である法定代理人にあつては、事務所又は事業所の所在地を利用停止請求者住所の箇所に、その名称及び代表者の氏名を利用停止請求者氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人である法定代理人にあつては、利用停止請求者電話番号の箇所に続けて担当課及び担当者名を付記してください。
- 3 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付けてください。
- 4 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注4に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 6 郵送により請求をする場合は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第6条第3項において準用する同条第1項に規定する書類の写しを併せて提出してください。

※職員記入欄

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 電話番号 内線
請求者本人の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他（ ）
法定代理人の資格確認	☐ 戸籍謄本 ☐ その他（ ）
開示を受けたことの確認	☐ 保有個人情報開示決定通知書 ☐ 保有個人情報一部開示決定通知書 ☐ その他（ ）
備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けの利用停止請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をすることを決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止請求の内容	
3 利用停止の内容	
4 利用停止をした年月日	年 月 日
5 利用停止の理由	
6 事務担当課	課 電話番号 内線
7 備考	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けの利用停止請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 41 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止をしないことを決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止請求の内容	
3 利用停止をしない理由	
4 事務担当課	課 電話番号 内線
5 備考	

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けの利用停止請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
2 条例第 4 2 条第 1 項 の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 事務担当課	課 電話番号 内線
6 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの利用停止請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 4 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
2 利用停止決定等に特 に長時間を要する理由	
3 利用停止決定等をす る期限	年 月 日まで
4 事務担当課	課 電話番号 内線
5 備考	

（表）

第 号
年 月 日

鹿児島県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 会長 殿

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 印

諮 問 書

年 月 日付けの開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 4 7 条第 1 項の規定により、次のとおり諮問します。

1 保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名				
2 審査請求に係る決定等の内容	区分	☐ 開示決定等 ☐ 訂正決定等 ☐ 利用停止決定等 ☐ 開示請求に係る不作為 ☐ 訂正請求に係る不作為 ☐ 利用停止請求に係る不作為	内容	
3 審査請求年月日	年 月 日			
4 審査請求の趣旨及び理由				
5 事務担当課	課 電話番号		内線	

(裏)

6 添付書類	
7 備考	

第 号
年 月 日

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等（訂正決定等・利用停止決定等）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 4 7 条第 2 項の規定により、次のとおり鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1 保有個人情報の内容及び記録されている公文書の件名	
2 審査請求の内容	
3 諮問をした日	年 月 日
4 事務担当課	課 電話番号 内線
5 備考	